

「女性に対する暴力をなくす運動」



＊ ＊ 1 1 月 1 2 日 ～ 2 5 日 ＊ ＊



11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。(11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」)

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、配偶者等からの暴力、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

また、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」(令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定)において、令和2年度から4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」とし、性犯罪・性暴力の根絶に向けて社会の意識を醸成することに取り組みます。

令和5年度テーマ「心を傷つけることも暴力です」

★大崎市の啓発事業

○啓発ポスター・チラシの掲示
(市内公共施設)

○広報おおさき11月号記事掲載

○パープル・ライトアップの実施

＊ご協力機関＊点灯期間・時間は異なります

鳴子ダム, 古川食の蔵 醸室,

大崎市医師会(看板),

大崎市役所本庁舎, 男女共同参画相談室

※賛同・協力者 募集中です

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日～11月25日



相談室 ☎ 0229-24-3950



相談室QRコード



性犯罪・性暴力

内閣府
性暴力に関する
SNS相談
「Care Home」
(キョウトイム)

QRコード

#8891

#8103

警察庁
性犯罪被害者相談電話
「ホットライン」

内閣府
DV相談プラス

QRコード

#8008

内閣府
DV相談ナビ

QRコード

#8008

女性に対する暴力をなくす運動のシンボルマークです。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

大崎市 市民協働推進部まちづくり推進課 男女共同参画推進室 0229-23-2103